

## 環境関連法規制等登録簿

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
事業活動全般	環境基本法	第8条 第9条	事業者の責務 国民の責務
	東京都環境基本条例	第6条 第7条	事業者の責務 都民の責務
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第4条 第5条 第89条 第90条	事業者の責務 都民の責務 指定作業場の設置の届出 指定作業場の変更の届出
	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	第4条 第10条	国民、民間団体等の責務 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育
	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	第4条	事業者の責務
	町田市環境基本条例	第3条 第5条 第7条 第8条 第20条第1項 第22条第1項 第23条 第24条 第25条 第26条	基本理念 事業者の責務 在勤在学者等の責務 環境配慮 環境監査の実施 事業情報の公表 環境学習の推進 自発的活動の推進 情報の提供 広域的協力
電力の使用	エネルギーの使用の合理化に関する法律	第4条 第7条  第7条の2 第7条の3 第13条 第14条 第15条  第17条 第18条 第75条 第75条の2	エネルギー使用者の努力 第1種エネルギー管理指定工場等の指定(特定事業者の指定) エネルギー管理統括者の選任・届出 エネルギー管理企画推進者の選任・届出 エネルギー管理員の選任・届出 中長期的な計画の作成 エネルギー使用状況等にかかる届出・定期報告 第2種エネルギー管理指定工場等の指定 準用規定 第1種特定建築物にかかる届出・定期報告 第2種特定建築物にかかる届出・定期報告
	エネルギーの使用の合理化に関する法律 施行令	第2条	特定事業者の指定にかかるエネルギーの使用量(特定事業者の指定要件は原油換算1500KL/年以上)

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
危険物質等(灯油) (1・6・8・14・15号館)	水質汚濁防止法	第14条の2	事故時の措置
消耗品, 準備品, 備品	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	第5条	事業者及び国民の責務
	環境物品等の調達の推進に関する基本方針		環境物品等の調達の推進 「判断の基準」・「配慮事項」の順守
電気設備全般 消火設備 ハロン (1・3・6・8・14・15号館), 二酸化炭素 (1・8号館)	地球温暖化対策の推進に関する法律	第5条 第6条 第20条の5 第21条の2 第21条の10 第22条	事業者の責務 国民の責務 事業活動に伴う排出抑制等 温室効果ガス算定排出量の報告 (事業者単位での算定・報告) エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係 事業者の事業活動に関する計画等
	地球温暖化対策の推進に関する法律 施行令	第5条	特定排出者 (原油換算エネルギー使用量が1500KL/年以上の事業者)
	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令	第3条 第4条	算定排出量算定期間 報告の方法等
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第5条の5 第5条の8 第5条の9 第5条の11 第5条の12 第5条の13第3項 第5条の16 第5条の21 第5条の22 第5条の24 第5条の25 第6条 第6条の2 第8条第1項 第8条の23 第8条の24第1項	地球温暖化対策の推進 指定地球温暖化対策事業所の指定等 (特定地球温暖化対策事業所) 指定地球温暖化対策事業所の変更等 特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減 (総量削減義務の導入) 削減義務率 基準排出量の決定の申請 基準適合の検証 (登録検証機関) 管理口座の開設 振替可能削減量の振替等の申請 (排出量取引導入) 削減目標の設定 温室効果ガス排出量の把握 地球温暖化対策計画書の作成等 統括管理者等の選任等 「統括管理者」の選任義務 (第1項) 「技術管理者」の選任義務 (第2項) 地球温暖化対策計画の公表 地球温暖化対策報告書の作成等 地球温暖化対策報告書の公表

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容	
電気設備全般 消火設備 ハロン（1・3・6・8・14・15号館）、二酸化炭素（1・8号館）	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 施行規則	第4条	指定地球温暖化対策事業所 （原油換算エネルギー使用量1500KL/年以上が該当事業所）	
		第4条の2	特定地球温暖化対策事業所	
		第4条の3 第4条の5	削減計画期間 特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出	
		第4条の6 第4条の7 第4条の8 第4条の9 第4条の10 第4条の16 第4条の17 第4条の18 第4条の22 第4条の23 第4条の24 第5条の17	指定地球温暖化対策事業者の指定等の通知 指定地球温暖化対策事業者の変更等 指定の取り消し 義務履行期限 振替可能削減量 削減義務率 基準排出量 基準排出量の決定の申請期限 削減目標の設定 地球温暖化対策計画書の提出 統括管理者等の選任 地球温暖化対策計画書の作成等 地球温暖化対策報告書の提出 地球温暖化対策事業者による地球温暖化対策報告書の公表	
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第4条 第19条 第19条の3 第37条	事業者の責務 第一種特定製品廃棄等実施者の引渡義務 第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等 第一種特定製品整備者・廃棄等実施者の費用負担	
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第10条 第11条 第12条 第13条	特定物質の排出の禁止（所有） 特定物質の排出の禁止（整備） 特定物質の排出の禁止（廃棄） 回収業者への委託	
上質紙、缶、ビン、ペットボトル、新聞、雑誌、乾電池、ダンボール、OA用紙、OA機器、可燃ゴミ、その他の不燃ゴミ、建築廃材（石綿含有廃棄物を含む）	循環型社会形成推進基本法	第3条 第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第11条 第12条	循環型社会の形成 適切な役割分担等 原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制 循環資源の循環的な利用及び処分 循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則 施策の有機的な連携への配慮 事業者の責務 国民の責務	
		資源の有効な利用の促進に関する法律	第4条 第5条	事業者等の責務 消費者の協力
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第4条	事業者及び消費者の責務

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
上質紙, 缶, ペットボトル, 新聞, 雑誌, 乾電池, ダンボール, OA用紙, OA機器, 可燃ゴミ, その他の不燃ゴミ, 建築廃材 (石綿含有廃棄物を含む)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第6条	発注者の責務
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第2条の3 第3条 第6条の2第6,7項 第6条の3 第11条 第12条 第12条の2 第12条の3	国民の責務 事業者の責務 事業者の一般廃棄物の運搬処分の委託 事業者の協力 事業者及び地方公共団体の処理 事業者の処理 事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理 産業廃棄物管理票 (産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成・都道府県知事への提出 (第6項))
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	第2条の4 第3条 第4条の3 第4条の4 第6条 第6条の2 第6条の5 第6条の6	特別管理産業廃棄物 (感染性廃棄物、特定有害産業廃棄物 (PCB他)、廃石綿 (工作物含む) 等) 一般廃棄物の収集、保管、運搬、処分等の基準 (石綿含有一般廃棄物 (石綿0.1%以上含有) 含む) 特別管理一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準 事業者の一般廃棄物の運搬、処分等の委託の基準 産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準 (石綿含有産業廃棄物 (石綿0.1%以上含有) 含む) 事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準 特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準 (廃石綿等含む) 事業者の特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等の委託の基準
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第8条 第8条の4の2	産業廃棄物保管基準 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物 (石綿0.1%以上含有) が含まれる場合は、その旨を委託契約書に記載しなければならない。
	東京都廃棄物条例	第8条 第10条 第11条 第12条 第14条第1項 第17条	事業者の基本的責務 事業系廃棄物の減量等 都民の基本的責務 商品の選択 産業廃棄物管理責任者の選任 産業廃棄物管理票

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
上質紙, 缶, ビン, ペットボトル, 新聞, 雑誌, 乾電池, ダンボール, OA 用紙, OA 機器, 可燃ゴミ, その他の不燃ゴミ, 建築廃材 (石綿含有廃棄物を含む)	町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	第 11 条 第 17 条第 2 項 第 20 条 第 27 条 第 40 条 第 42 条 第 66 条	基本的責務 事業者の減量義務 一定規模以上の事業用建築物の所有者等の義務 事業系廃棄物の処理 事業系一般廃棄物保管場所の設置 一般廃棄物管理票 一定規模以上の建築物の廃棄物保管場所等の設置
	町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則	第 9 条 第 10 条 第 11 条 第 12 条 第 20 条 第 21 条	一定規模以上の事業用建築物 廃棄物管理責任者 一定規模以上の事業用建築物における減量及び再利用計画 再利用対象物の保管場所 事業系廃棄物保管場所の設置基準 一般廃棄物管理票対象事業者
	町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止等に関する条例	第 5 条 第 6 条 第 7 条 第 16 条	事業者の責務 喫煙者の責務 土地所有者等の責務 回収容器の設置及び管理
エアコン, テレビ, 冷蔵庫, 洗濯機	特定家庭用機器再商品化法	第 6 条	事業者及び消費者の責務
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第 12 条 第 13 条	特定物質の排出の禁止 (廃棄) 回収業者への委託
校用車	使用済自動車の再資源化等に関する法律	第 8 条 第 73 条	使用済自動車の引取業者への引渡義務 再資源化預託金等の預託義務
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第 52 条 第 53 条	自動車を運転する者の義務 事業者の義務
生ゴミ (関連業者)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	第 4 条	事業者及び消費者の責務
汚水処理場	浄化槽法	第 5 条第 1 項 第 10 条 第 11 条	浄化槽設置・変更届 浄化槽管理者の義務 定期検査
	水質汚濁防止法	第 5 条 第 7 条 第 10 条 第 14 条 第 14 条の 2	特定施設の設置の届出 特定施設の構造等の変更の届出 氏名の変更等の届出 排水水汚染状態測定等 事故時の措置
	東京都浄化槽の保守点検等に関する規則	第 18 条第 4 項	浄化槽維持管理状況報告
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第 95 条 第 98 条	水質の測定等 事故届等

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
ボイラー (6・8・14・15号館)	大気汚染防止法	第3条 第6条 第8条 第11条 第13条 第16条 第17条	排出基準 ばい煙発生施設の設置の届出 ばい煙発生施設変更等の届出 氏名の変更等の届出 ばい煙排出の制限 ばい煙等の測定 事故時の措置
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第68条 第94条 第98条	規制基準の遵守等 ばい煙濃度の測定等 事故届等
送風機 (1・3号館)	騒音規制法	第6条 第8条 第10条	特定施設の設置の届出 特定施設の数等の変更の届出 氏名の変更等の届出
化学物質(12号館)	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第2条 第4条	定義等 事業者の責務
屋内環境	大気汚染防止法	第2条      第18条の14 第18条の15	「特定粉じん排出等作業」とは、特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体・改造・補修する作業のうち政令で定めるもの（第12項） 2006年10月1日の法改正により特定粉じん排出等作業に該当する作業等の範囲が拡大された。 ※ 建築物以外の工作物の解体等の作業を追加 含有する石綿の質量が建築材料の質量 <b>0.1%を超えるものが特定建築材料に該当</b> （建築材料に意図的に石綿を含有させているものは、従来どおり、含有率の大小を問わず特定建築材料に該当。）  特定粉じん排出等作業に係る規制基準 特定粉じん排出等作業の実施の届出（都道府県知事）
	大気汚染防止法 施行規則	第10条の4  第13条 第16条の4	特定粉じん排出等作業に係る規制基準 ※ 作業基準に定める掲示板の設置状況を示す見取図を届出書に添付することを義務付け 届出書の提出部数等 作業基準（建築物以外の工作物に適用される作業基準は、従来の建築物における作業基準と同様）
施設等の緑化	東京における自然の保護と回復に関する条例	第13条 第14条	施設等の緑化義務 緑化計画書の届出（千㎡以上の敷地で新築・改築の際）

主な環境側面	関連法規	主要条文	適用内容
建築物による環境配慮	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	第 20 条 第 21 条	環境配慮の措置（1 万㎡以上の新築） 建築物環境計画書の作成等
感染性廃棄物(注射針・採血管)の廃棄	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 12 条の 2 第 12 条の 3	事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理 産業廃棄物管理票 （産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成・都道府県知事への提出（第 6 項）
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第 8 条の 13	特別管理産業廃棄物保管基準
	東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係る要綱	第 3 条	責任者設置（変更）報告書の提出

## 2 その他の要求事項

主な環境側面	要求事項	主要条文	適用内容
アスベスト（建築材中にふくまれるもの）	東京都指導指針 建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針（H19.11.14 改正）		建築物の解体，改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物（飛散性のもの及び非飛散性のもの）の適正処理
エネルギー全般	環境自主行動計画 H19.10.31	【目標】	教育や研究の内容に応じて，CO <sub>2</sub> 排出量が，2007 年度を基点として，2008 年度から 2012 年度の間において，毎年度比でマイナス 1% になるよう，削減のための努力をするとともに，学校の特性に応じて地球温暖化対策に向けた取り組みを行う。

事業室